

**「飼い猫」と「飼い主のいない猫」の適正飼育に努めましょう**

●屋外での排せつやけが、病気を防ぐためにも、猫は室内で終生飼養しましょう ●飼い主のいない猫に餌を与えている方は、餌場や排せつの管理をする等、周辺環境に配慮しましょう ●病気を防ぐ、望まない命を増やさないためにも、不妊・去勢手術を実施しましょう

飼い犬の死亡届を提出してください

飼い犬が死んだ場合には手続きが必要で、狂犬病予防注射申請書(はがき)または「犬の死亡届」に必要事項を記入し、鑑札と注射済票を添付の上、アニパル仙台に持参または郵送してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※いずれも問アニパル仙台 ☎258・1626

**アニパル仙台のお知らせ**

●対象Ⅱ市内にお住まいの方 ●配布種子Ⅱ西洋朝顔、ゴーヤ、風船かずら ●直接配布場所へ ●詳しくは市ホームページをご覧ください

環境に関する講座の紹介や講師謝礼の支援を行います

●受付期間Ⅱ4月～令和6年1月(予算額に達した時点で終了)

●対象Ⅱ市内の小・中学校、町内会や子ども会など65団体程度(先着) ●申請方法等詳しくは、市役所本庁舎1階市政情報センター、区役所・宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課等で配布する「せんだい環境学習講座」のリーフレットまたはホームページ <https://www.tamaki3.jp/salon/delive/> をご覧ください。問たまきさんサロン ☎214・1233

**はかりの定期検査**

取引や証明に使用しているはかりは、2年に1度検査を受けなければなりません。本年度は青葉区、太白区が対象です。なお、検査は仙台市指定定期検査機関の宮城県計量協会が行います。

問宮城県計量協会 ☎236・3044、消費生活センター ☎268・7040

**「防災重点ため池ハザードマップ」をご確認ください**

農業用ため池が決壊した場合に人的被害を与える恐れがある防災重点ため池の、浸水想定区域等を示したハザードマップを公開しています。新たに、6カ所を追加、5カ所を更新し、市内全94カ所の防災重点ため池のハザードマップを確認できるようになりました。

ハザードマップは、区役所(防災重点ため池がない若林区を除く)、総合支所で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。災害発生時の危険箇所や避難場所を事前にご確認いただき、適切な避難行動にご活用ください。

問農林土木課 ☎214・8268

**窓口サービスアンケートの集計結果がまとまりました**

市では、昨年11月14日から12月2日までの間、市役所各庁舎区役所、市民利用施設等で窓口サービスアンケートを実施し、2140件の回答をいただきました。アンケートは、接遇や手続きの利便性等に関する9項目について行い、全ての項目で9割以上の方から「満足」または「まあまあ満足」という評価を受けました。

詳しいアンケート結果は、市ホームページまたは市役所本庁舎1階市政情報センター等でご覧いただけます。

問行政経営課 ☎214・1207

**インターネット版の下水道閲覧システムをご利用ください**

市が管理する公共下水道施設に関する情報を閲覧できる「下水道閲覧システム」をインターネット上で利用できます。利用方法等詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、市役所本庁舎5階下水道調整課に設置している閲覧システムは、3月31日で撤去します。

問下水道調整課 ☎214・8816

**「インターネット消費生活相談」を開設します**

電話や来所での消費生活相談が困難な方向けに、オンラインで相談を受け付け、Eメールで回答するサービスを4月1日から開始します。

●対象Ⅱ市内にお住まいか通勤・通学している方 ●相談内容Ⅱ事業者との契約トラブルなど、消費生活に関する初回相談 ●回答は原則1回限り ●利用方法等詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。問消費生活センター ☎268・7040

**4月のお知らせ**

**税のお知らせ**

**■固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について**

令和5年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月3日(月)に発送します。納税通知書には課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認ください。

問下表の担当課まで

対象	物件所在地域	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596 (家屋) ☎214・8604
	泉区		(土地) ☎214・8597 (家屋) ☎214・8605
	宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689 (家屋) ☎214・8694
	太白区		(土地) ☎214・8690 (家屋) ☎214・8695
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

**■固定資産税の減額特例適用期間が終了する新築住宅の税額について**

床面積などが一定の要件に該当する住宅については、新築住宅の減額特例措置の適用により、新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、5年度分)に限り、床面積120㎡までの税額を2分の1に減額しています。

平成31年・令和元年(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、平成29年)に新築した住宅への減額特例措置の適用は、令和4年度で期間が満了となりますので、令和5年度分の固定資産税は、本来の税額となります。

問北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

**■固定資産税・都市計画税の納期です**

令和5年度固定資産税・都市計画税の第1期分は、5月1日(月)までにお近くの金融機関などで納めてください。また、口座振替をご利用の方も5月1日(月)に振り替えになります。

問収納管理課 ☎214・1010

**■市税の証明書を発行します**

区役所、総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは、市税の納税証明書・課税証明書などの各種証明書(有料)を発行します。令和5年度分の証明書の発行時期は、次のとおりです。

証明書	発行時期
固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明)	4月3日から
市県民税課税証明書(給与から差し引かれる方)、非課税証明書	5月中旬から
市県民税課税証明書(納税通知書で納める方、年金から差し引かれる方)	6月中旬から

※証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは発行できない証明書がありますので、事前にご確認ください

問税制課 ☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は9ページ)

**■市税の納め忘れはありませんか**

令和4年度分の市税の納め忘れはありませんか。納付が難しい場合は早急にご相談ください。円滑な市政運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

問北徴収課【青葉区】☎214・8152【泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214・8153【太白区】☎214・8154

**新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ**

**■オミクロン株対応ワクチンの接種がお済みでない方へ**

初回接種(1・2回目接種)を完了し、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けていない12歳以上の方を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を個別接種と集団接種で実施しています。なお、64歳以下で基礎疾患等がなく重症化リスクのない方への接種は5月7日で終了しますので、希望する方は早めの接種をご検討ください。

**■5月8日から「令和5年春開始接種」が始まります**

5月8日からは、65歳以上の方、基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者の方を対象に、「令和5年春開始接種」が始まります。詳しい内容が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。

★これまで接種を受けていない12歳以上の方を対象とした初回接種(1・2回目接種)や、生後6カ月から11歳までの方を対象とした乳幼児接種・小児接種も、引き続き個別接種で実施しています。5歳から11歳の方を対象とした追加接種(3回目以降の接種)では、小児用オミクロン株対応ワクチンを使用します

★個別接種は市内の医療機関で実施しています。実施医療機関等詳しくは、市ホームページをご覧ください

★本市に転入された方等で接種を希望される場合は、申請により接種券を発行しますので、下記コールセンターにお問い合わせください

**仙台市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター**  
☎0120・39・5670(毎日8:30~19:00)

<かけ間違いが多くなっています。番号を確認の上、お電話ください>

※掲載内容は3月17日現在。最新情報等詳しくは市ホームページをご覧ください

**落書き消去活動に必要な用具を貸し出します**

家屋や民間施設の塀や壁、市が管理している道路や公園などの、落書き消去を行う個人や団体に対して、必要な用具を貸し出します。

●対象Ⅱ落書きの被害を受けた家屋や施設の所有者・管理者、落書き消去活動を行う団体 ●貸出物品Ⅱ消去剤・雑巾・バケツ等 ●落書きは犯罪ですので、見つけたら消去する前に警察に通報しましょう 問区役所街並

**ため池や用水路では遊ばないでください**

4月下旬から9月中旬にかけて農業用水路に大量の水が流れます。ため池や用水路の水量が多くなるため、毎年、数多くの水難事故が発生しています。子どもたちがため池や水路の周辺で遊ばないように、地域の皆様のお声掛けをお願いします。また、ごみの不法投棄防止にもご

**農地法の下限面積要件が廃止されます**

耕作目的で農地の売買・賃貸借等を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。4月1日から、許可の要件の一つである経営面積の下限面積要件が廃止されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問農業委員会事務局事務課 ☎214・4340

み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課(☎は9ページ)

協力をお願いします。問農林土木課 ☎214・7328